

予算特別委員会記録（第2号）

平成18年3月15日 水曜日 午前10時00分開議

小 関 勝 助 委員長 大 道 寺 信 副委員長

出席委員（19名）

1番	我 妻	昇	委員	2番	内 谷	重 治	委員
3番	大 道 寺	信	委員	4番	谷 口	栄 子	委員
5番	佐々木	謙 二	委員	6番	安 部	隆	委員
7番	町 田	義 昭	委員	8番	鳥 谷	政 一	委員
9番	蒲 生	光 男	委員	10番	渋 谷	佐 輔	委員
12番	鈴 木	武 次	委員	13番	小 関	勝 助	委員
14番	鈴 木	良 雄	委員	15番	鈴 木	小 市	委員
16番	藤 原	民 夫	委員	17番	蒲 生	吉 夫	委員
18番	佐々木	榮 七	委員	19番	島 田	友 市	委員
20番	鈴 木	新 助	委員				

+

欠席委員（1名）

11番 高 橋 孝 夫 委員

説明のため出席した者

目 黒 栄 樹 市 長	長谷部 宇 一 助 役
佐 藤 義 夫 収 入 役	総務課長兼選挙管
松 本 弘 財 政 課 長	理委員会事務局長
中 井 昇 税 務 課 長	企 画 調 整 課 長
船 山 祐 子 健 康 課 長	小 泉 良 一 市 民 課 長
高 橋 信 夫 会 計 課 長	宇津木 正 紀 福 祉 事 務 所 長
大 滝 昌 利 教 育 長	金 田 寿 一 消 防 主 幹
梅 津 和 士 農 林 課 長	平 英 一 管 理 課 長
浅 野 敏 明 建 設 課 長	那 須 宗 一 商 工 観 光 課 長
	鈴 木 要 一 郎 水 道 事 業 所 長

梅 津 敏 昭	文化生涯学習課長	寺 島 吉 昭	置賜生涯学習プラザ 館長兼中央公民館長
小 島 敬 二	図 書 館 長	堀 邦 夫	学校給食共同調理場長
平 正 行	市民文化会館長	遠 藤 正 明	農業委員会事務局長
沼 澤 厚 子	監査委員事務局長	鈴 木 一 則	勤労センター所長

事務局職員出席者

佐 藤 仁	議会事務局長	児 玉 行 宏	補 佐
五十嵐 恵美子	主 任	塚 田 知 広	主 事

本日の会議に付した事件

議案第 1 号	平成 1 8 年度長井市一般会計予算
議案第 2 号	平成 1 8 年度長井市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成 1 8 年度長井市物品調達特別会計予算
議案第 4 号	平成 1 8 年度長井市公共下水道事業特別会計予算
議案第 5 号	平成 1 8 年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算
議案第 6 号	平成 1 8 年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算
議案第 7 号	平成 1 8 年度長井市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 8 号	平成 1 8 年度長井市訪問看護事業特別会計予算
議案第 9 号	平成 1 8 年度長井市介護保険特別会計予算
議案第 1 0 号	平成 1 8 年度長井市浄化槽事業特別会計予算
議案第 1 1 号	平成 1 8 年度長井市用地特別会計予算
議案第 1 2 号	平成 1 8 年度長井市水道事業会計予算

開 議

○小関勝助委員長 おはようございます。これより予算特別委員会を開きます。

本日の会議に11番高橋孝夫委員より、欠席する旨の申し出がありました。よって、ただいまの出席委員は定足数に達しております。

それでは、去る3日の本会議において予算特別委員会に付託になりました各会計予算案のうち、議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算から、議案第12号 平成18年度長井市水道事業会計予算までの予算案12件について審査を行います。

審査日程につきましては、既に配付されております会議日程表のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

審査につきましては、初めに平成18年度各会計予算の概要説明を受け、その後、新年度予算に対する総括質疑及び細部審査を行う予定でありますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、これより平成18年度各会計予算の概要の説明を求めます。

議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算

議案第3号 平成18年度長井市物品調達特別会計予算

議案第11号 平成18年度長井市用地特別会計予算

○小関勝助委員長 まず、議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算及び議案第3号

平成18年度長井市物品調達特別会計予算並びに議案第11号 平成18年度長井市用地特別会計予算の3件について。

松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 おはようございます。議案第1号 平成18年度長井市一般会計予算の概要についてご説明いたします。

歳入歳出予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億100万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を第2表のとおり定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表のとおり定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を25億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足額が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を定めるものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたしますので、9ページをお開きください。

初めに款別の歳入歳出予算額について、ご説明いたします。

歳入1款市税は、前年度対比1億2,533万

+